

(公財)愛知県サッカー協会フットサル委員会規約

(名 称)

第1条 本委員会は、(公財)愛知県サッカー協会フットサル委員会とする。

(事務局)

第2条 本委員会の事務局は、(公財)愛知県サッカー協会事務所におくものとする。

(目 的)

第3条 本委員会は、(公財)愛知県サッカー協会に加盟登録しているチームの相互の親睦を深め、(公財)愛知県サッカー協会との連携を密にして、フットサルの技術向上を図り、心身共に健全で礼儀正しいチーム、選手の育成を目的とする。

(事 業)

第4条 本委員会は前条の目的を達成するために次の事業を行うものとする。

1. (公財)愛知県サッカー協会フットサル委員会の主管する大会。
2. フットサルの技術指導および普及発展のための研究競技。
3. その他、この委員会の目的を達成するための事業。

(事業の遂行)

第5条 前条の事業を円滑に遂行するために(公財)愛知県サッカー協会フットサル委員会に委員会を組織し、事業の立案、計画を協議し運営にあたる。

(組 織)

第6条 本委員会は(公財)愛知県サッカー協会フットサル委員会に加盟シテイルチームを以て組織する。

(役員及び役員の選出)

第7条 本委員会に次の役員をおく。

委員長、副委員長、各部委員長、監事2名。

1. 各部委員長とは、総務、財務、競技、技術、広報、規律の委員長である。
2. 役員の選手は、役員選考委員会にて決議し、役員会の承認を受けるものとする。

(役員の任期)

第8条 1. 本委員会の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 補欠のため適任された者の任期は、その前任者の残任期間とする。

3. 役員は、任期満了後も後任者が就任するまで、引き続きその職務を行うものとする。

(役員職務と権限)

- 第9条 1. 委員長は本委員会を代表し、職務を統括する。
2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故等ある時はその職務を代行する。
3. 監事は会計を監査する。

(役員会の開催)

- 第10条 1. 役員会は委員長、副委員長、各部委員長で構成する。
2. 役員会は、必要に応じて委員長が招集することが出来る。

(委員会の開催)

- 第11条 1. 委員会は委員長、副委員長、各部委員長で構成する。
2. 委員会は、定数の2分の1以上の出席を以て成立するものとする。
3. 委員会は、必要に応じて委員長が招集することが出来る。
4. 委員長は、必要に応じて委員会に関係者または関係団体を呼んで意見や説明を聞くことができる。

(経費)

- 第12条 本委員会の経費は、委員会及びその他の収益金を以てあてる。

(予算・決算)

- 第13条 1. 毎年度の予算は、役員会で審議し決定する。
2. 毎年度の決算は、会計年度終了後に監事の監査を経て役員会の承認を受けるものとする。
3. 本委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日を以て終わるものとする。

(規約改正)

- 第14条 本規約は役員会で出席者の3分の2以上の賛同を以て改正することができる。

(細則)

- 第15条 本委員会に必要な細則は、役員会の議決を以て別に定めることができる。

(付則)

本規約は、1996年4月1日より施行する。

本規約は、2023年4月1日より施行する。